

○認定こども園の利用料等について

(1) 利用者負担額

【1号・2号認定】（3～5歳児クラス）

幼児教育・保育の無償化制度が開始され、3～5歳児クラスの認定こども園利用料は無償です。

【3号認定】（0～2歳児クラス）

（月額 単位：円）

| 階層区分 | 定 義 | 保育短時間 | | 保育標準時間 | |
|------|------------------------|---------|--------|---------|--------|
| | | 国 基 準 | 輪之内町 | 国 基 準 | 輪之内町 |
| 第1階層 | 生活保護世帯 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 第2階層 | 市町村民税非課税世帯 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 第3階層 | 市町村民税所得割課税額 48,600円未満 | 19,300 | 17,000 | 19,500 | 19,000 |
| 第4階層 | 市町村民税所得割課税額 97,000円未満 | 29,600 | 19,500 | 30,000 | 21,500 |
| 第5階層 | 市町村民税所得割課税額 169,000円未満 | 43,900 | 23,000 | 44,500 | 25,000 |
| 第6階層 | 市町村民税所得割課税額 301,000円未満 | 60,100 | 27,000 | 61,000 | 29,000 |
| 第7階層 | 市町村民税所得割課税額 397,000円未満 | 78,800 | 31,500 | 80,000 | 33,500 |
| 第8階層 | 市町村民税所得割課税額 397,000円以上 | 102,400 | 37,500 | 104,000 | 39,500 |

《注意事項》

ア. 利用料の算出について

4月～8月の利用料は前年度、9月～翌年3月の利用料は、当年度の市町村民税所得割額に基づき算出されます。

イ. きょうだい軽減（多子軽減）について

| 区 分 | 条 件 | 利用料の軽減内容 |
|------|--|--|
| 3号認定 | 同一世帯で認定こども園等を利用している小学校就学前の子どもが2人以上いる場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・最も年齢が高い子ども… 全額負担 ・次に年齢が高い子ども… 半額負担 ※認定こども園等の施設に入所している子どものみを算定対象とします。 |
| | 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもが3人以上いる場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・3人目以降の子ども… 無料 |

ウ. 給食費（主食・副食）について

| 認定区分 | 国 基 準 | 輪之内町 |
|------|-------|------|
| 1号認定 | 実費徴収 | 無 料 |
| 2号認定 | 副食無料 | 無 料 |
| 3号認定 | 無 料 | 無 料 |

エ. その他軽減について

ひとり親世帯、在宅障がい児（者）のいる世帯、その他の世帯（生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯）等の子どもについては、階層区分によって利用料の軽減が受けられる場合があります。

オ. 認定区分の変更について

はじめの認定を受けたときから、就労形態や家庭の状況等に変更があった場合についてのみ、認定の変更申請をすることができます。

(2) 預かり保育利用料

【1号認定】3歳以上（希望者のみ）

平日午後1:30～4:30（3時間）

（月額 単位：円）

| 階層区分 | 定 義 | 利用料 |
|------|------------------------|--------|
| 第1階層 | 生活保護世帯 | 0 |
| 第2階層 | 市町村民税非課税世帯(所得割非課税世帯含む) | 5,000 |
| 第3階層 | 市町村民税所得割課税額 77,100円以下 | 10,000 |
| 第4階層 | 市町村民税所得割課税額 211,200円以下 | 10,000 |
| 第5階層 | 市町村民税所得割課税額 211,201円以上 | 10,000 |

※保護者の就労証明書等が必要です。

※夏季休業期間中の利用料は発生しません。

(3) 延長保育利用料

【2号認定・3号認定】

（月額 単位：円）

| 認 定 区 分 | 利用時間 | | 利用料 |
|---------|------|-------------|-------|
| 保育短時間 | 朝延長 | 午前7:30～8:30 | 500 |
| | 夕延長 | 午後4:30～6:30 | 1,500 |
| | | 午後4:30～7:00 | 2,000 |
| 保育標準時間 | 夕延長 | 午後6:30～7:00 | 500 |

※保護者の就労時間等の理由により保育を必要とする場合の利用に限ります。

※就労終了後速やかに子どものお迎えに来ていただきますようお願いいたします。

(4) 一時保育利用料

【対象】満1歳以上の就学前の子ども

（日額）

| 利用日 | 利用時間 | 利用児童 | 利用料 |
|---------------|--|---------------------|-----------------------------------|
| 平日 (通常保育日) | 午前7:30から 午後7:00まで ※30分単位で利用可能 (7:30~/8:00~など) | 園に在籍している児童 (在園児) | 30分あたり150円 (給食費および おやつ代は免除) |
| | | 園に在籍していない 児童 | 30分あたり150円 |
| | | | 給食費 200円 おやつ代 50円 |

※生活保護世帯は無料です。

※利用は1か月以内です。

※アレルギー対応食の用意は行いません。

アレルギー児は弁当・おやつを持参してください。

※詳細は20ページを参照ください。